

平29福情答申第7号

平成29年12月11日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(財政局財政部総務資金課)
(市長室広報戦略室広報課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年11月18日付け財総第785号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市庁舎10階の記者会見室の使用申請等に関する書類」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市庁舎10階の記者会見室の使用申請等に関する書類」（以下「本件対象文書」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については、結論として妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った平成28年7月22日付けの本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成28年7月12日に本件対象文書についての公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、条例第11条第2項の規定により、平成28年7月22日に本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年10月21日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、公文書公開請求書、審査請求書、反論意見書及び平成29年9月20日の当審査会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- (1) 福岡市庁舎10階にある記者会見室について、誰が使用申請を行ない、どの機関が許可するのか、その際、申請を原則許可するのかが分かる文書、申請を不許可にした事例に係る文書、使用申請について管理者が申請者と協議した記録文書を求める。

- (2) 非公開決定通知書に記載の「記者会見室は、福岡市の広報事業や公益に資する市民への情報提供を推進するという行政目的にそって使用しており、使用申請・許可の事績がないため」との公文書不保持理由は、妥当性がない。
- (3) 記者会見室の使用が、通知書記載の行政目的に沿うものであったとしても、使用の申請・許可の事績を残さない理由にはならない。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年8月31日の当審査会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 処分庁が本件決定を行うに至った理由

公開請求に係る公文書を保有していないことが本件決定の理由であるが、以下、記者会見室の管理の現状及び実施機関の見解を述べる。

ア 記者会見室は、当該業務を担当する報道課の執務区域の一部として、同課が適正に管理している。市本庁舎については、福岡市庁舎管理規則（平成4年福岡市規則第27号）等に基づき管理しており、工作物設置、ポスター掲示、催物の開催などの許可を要する行為等について定めているが、記者会見室は報道課の執務区域の一部であることから、その使用許可についての規定を設けていない。同課が担当業務を行うための使用に当たっては特段の手続きを要しないため、使用申請・許可等に関する文書は存在していない。

イ 記者会見室において記者会見を行う場合は、会見案件の担当部署と同課で協議を行うが、市の事業の広報を目的とした執務区域の使用であるため、記者会見室使用に関する書面の取り交わしや協議録等の作成は行っていない。

ウ 企業や市民団体等本市以外の第三者による記者会見については、公益に資する情報発信のために記者会見の開催を希望する場合、市政記者クラブが窓口となり、記者会見を受けるかどうか判断している。これは、記者会見の開催が、取材する記者の参加を前提としていることから、会見の開催の是非についての判断は、一義的には取材者である市政記者クラブに判断を委ねた方が適当であるためである。

この際、実施機関は、当該第三者と市政記者クラブとの協議に加わっておらず、協議録は作成していない。第三者による記者会見をうけることが決定した後は、市政記者クラブから実施機関に対して記者会見室使用についての相談があるが、口頭でのやり取りのみであり、申請書類等は存在していない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する

1 記者会見室について

当審査会において確認したところ、市庁舎10階の記者会見室は、記者発表、報道機関との連絡調整、報道機関からの取材対応等を行う報道課に隣接した部屋であり、主に市の職員が報道機関に対し記者会見を行う際に使用する場であるが、公益に資する情報発信のために、企業や市民団体等の第三者も本件記者会見室を使用して記者会見を行うことができるとのことである。

そして、第三者が記者会見を希望する場合、市政記者クラブが記者会見を受けることが前提となっていることから、当該第三者と市政記者クラブとの協議の結果によって、市政記者クラブから報道課に記者会見室の使用の申し入れがなされていることが認められた。

2 本件対象文書について

審査請求人及び実施機関の主張から判断するに、審査請求人が求める文書は、本件記者会見室について、使用申請できる者、使用申請を許可する者、許可基準などが確認できる文書（本件対象文書①とする）と使用申請を不許可にした事例が記載された文書（本件対象文書②とする）、その使用について記者会見室の管理者が申請者と協議した記録が記載された文書（本件対象文書③とする）を求めているものと解される。

3 本件対象文書の存否について

(1) 本件対象文書①について

ア 当審査会において、庁舎管理の関係規則等確認したところ、確かに、本件記者会見室は、職員が執務を行う又は職員のほか必要に応じ市民が立ち入ることが予定されている「事務室区域」に区分されることが認められる。

イ 当審査会としては、市庁舎において「事務室区域」とされた部屋について、

特段の許可基準等を作成すべき根拠が記載された文書の存在を確認できなかったことから、実施機関が行った非公開決定は妥当であると判断する。

(2) 本件対象文書②及び③について

当審査会で確認したところ、実施機関は、本件記者会見室の使用に関する申請等の書面の取り交わしは行っておらず、また、市内部又は市政記者クラブから相談があった場合の協議も口頭で行い、文書は作成していないため、その是非は別として、実施機関がかかる公文書を保有していないことが認められる。

よって、本件対象文書②及び③について、実施機関が行った非公開決定は、結果として妥当であると判断する。

4 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、条例第23条第3項に基づき、情報公開制度の適切かつ円滑な運用の前提として、条例第41条に規定する公文書の適切な管理という観点から以下のとおり付言する。

実施機関の説明によると、本件記者会見室は、市庁舎の他の一般的な事務室と異なり、市政記者クラブの対応によっては企業や市民団体等第三者が記者会見を行うことができる。

そして、本件記者会見室が、市の事務又は事業の用に供する建物である市庁舎内にある以上、その使用状況や利用実績については、市民の求めに応じ、説明する責務を負うべきものであると考えられる。

当審査会としては、少なくとも、本件記者会見室で行われた記者会見が、市の広報事業や公益に資する市民への情報提供を推進するという行政目的に沿ったものであったかについて実施機関内部において事後の検証が可能となるよう、1件ごとに記録に努めるなど、適切な対応がなされるよう意見する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

平成28年11月18日	実施機関が審査会に諮問
平成29年3月30日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年5月11日	審査請求人が反論意見書を提出
平成29年7月19日（第2部会）	審議
平成29年8月31日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成29年9月20日（第2部会）	審査請求人より意見聴取
平成29年10月11日（第2部会）	審議
平成29年11月15日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子